

第4回定例会

第4回定例会が12月17日と18日の2日間で開催され、一般会計と5特別会計の補正予算のほか議案等審議を行い、4件を付託審査としたほか、原案のとおり可決しました。

・審議した議案①

「クリニックさろま」 医療機器等購入に

1億4,700万円を増額補正!

昨冬に続き

福祉灯油とついで500万円を予算計上!



予算

平成25年度佐呂間町一般会計補正予算(第5号)

1億4643万円が追加され、予算の総額が51億4440万円になりました。

【主な歳入】

- ・地域の元氣臨時交付金 3207万円
- ・未来につなぐ森づくり推進事業費補助金 1900万円
- ・土地・建物売払収入 182万円

・奨学資金寄附金

100万円

・保健衛生事業寄附金

1億円

・財政調整基金繰入金

▲1億5100万円

・前年度繰越金

8853万円

・旧ティサービスセンターE型等解体撤去事業費債

140万円

・クリニックさろま医療機器整備事業費債

7040万円

【主な歳出】

・給料(一般職・嘱託職員)

▲389万円

・職員手当等(嘱託職員)

187万円

・共済費(一般職)

▲1452万円

・共済費(調整負担金等)

▲150万円

・高齢者等石油製品価格高騰対策扶助費

500万円

・消耗品費(クリニックさろま医療機器)

171万円

・燃料費(厚生クリニック維持管理)

264万円

・光熱水費(厚生クリニック維持管理)

160万円

・佐呂間厚生クリニック改修工事

118万円

・クリニックさろま看護師等住宅改修工事

453万円

・クリニックさろま医療機器購入費

1億4532万円

・クリニックさろま仮設ハウス購入費

225万円

・民有林人工造林推進事業費補助金

172万円

・給料(教育費一般職)

▲181万円



カルテなどの電子化により、導入が予定される自動再来受付機

第4回定例会

・ 審議した議案②

・ 職員手当等（教育費一般職）
▲227万円
・ 奨学資金基金積立金
100万円

・ 芸術文化事業企画委員会運営費補助金 ▲229万円

□平成25年度佐呂間町簡易水道特別会計補正予算
（第2号）

100万円が追加され、予算の総額が3億3588万円になりました。

【主な歳入】

・ 前年度繰越金 100万円

【主な歳出】

・ 修繕料 100万円

□平成25年度佐呂間町国民健康保険特別会計補正予算
（第2号）

574万円が追加され、予算の総額が8億7897万円になりました。

【主な歳入】

・ その他繰越金 571万円

【主な歳出】

・ 退職被保険者等療養給付費負担金 280万円

・ 一般被保険者療養費負担金 114万円

・ 出産育児一時金 163万円

□平成25年度佐呂間町公共下水道特別会計補正予算
（第1号）

23万円が追加され、予算の総額が1億9457万円になりました。

【主な歳入】

・ 前年度繰越金 23万円

【主な歳出】

・ 職員手当等（一般職）

▲172万円

・ 修繕料（公共下水道）

99万円

・ 修繕料（漁業集落排水）

95万円



下水道管理センターから浜佐呂間などの汚水処理状況を監視する遠方監視装置

□平成25年度佐呂間町介護保険特別会計補正予算
（第2号）

15万円が追加され、予算の総額が5億3147万円になりました。

□平成25年度佐呂間町介護サービス事業特別会計補正予算
（第2号）

7万円が追加され、予算の総額が2億3622万円になりました。

【主な歳入】

・ 前年度繰越金 7万円

【主な歳出】

・ 給料（嘱託職員）

▲114万円

・ 職員手当等（嘱託職員）

245万円

・ 共済費（一般職）

▲123万円

条例

□佐呂間町褒賞条例の一部を改正する条例制定について

表彰の該当者に特別功労者として、公共のため1000万円以上の金品を寄附したものを追加することとして条例の一部改正を行いました。

□佐呂間町税条例の一部を改正する条例制定について
国の税制改正により地方税

法等が改正されたことに伴い、公的年金所得者の個人町民税の特別徴収の取り扱いなどが変更されたため条例の一部改正を行いました。

□佐呂間町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について
税制改正により地方税法等が改正されたことに伴い、引用条文を変更等するため条例の一部改正を行いました。

□佐呂間町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例制定について
国の税制改正により地方税法等が改正され、地方税に係る延滞金の利率引き下げが決定したことに伴い、本町においては佐呂間町税条例の規定を準用することとして条例の一部改正を行いました。

□佐呂間町社会教育委員設置条例の一部を改正する条例制定について
社会教育法の改正により、社会教育委員の委嘱基準を条例で定めるため条例の一部改正を行いました。

□佐呂間町社会教育委員設置条例の一部を改正する条例制定について
社会教育法の改正により、社会教育委員の委嘱基準を条例で定めるため条例の一部改正を行いました。

第4回定例会

・審議した議案③

特別職給与・議員報酬を改正

26年度支給分から

□特別職の給料額及び旅費額並びにその支給条例の一部を改正する条例制定について

□佐呂間町教育委員会教育長の給料額及び旅費額並びにその支給条例の一部を改正する条例制定について

□佐呂間町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定について

□特別職及びその他の報酬額、費用弁償額及びその支給方法に関する条例の一部を改正する条例制定について

町村合併をせず自主自立を目指すため、平成17年4月から町長ほか特別職給料及び議会議員報酬等を暫定的に減額支給してきましたが、先般開催された特別職報酬等審議会の答申では、給料・報酬等は管内町村の中庸が望ましいとのことから、暫定的な減額を廃止し、新たに給料・報酬等の額を定めることとして、町

長、副町長、教育長、議会議員及び監査委員等の委員の給料等支給額を増額する条例の一部改正を行いました。
新たな給料等の額は、現在暫定減額している額の1/2を復活させる形で、26年4月からの支給となります。
また、年額支給だった監査委員、農業委員、教育委員等の報酬は、月額支給とされました。

(単位：円)

	26年4月から	現行支給額 (暫定減額後)	17年3月まで (現行条例額)
町長	750,000	700,000	800,000
副町長	605,000	564,000	645,000
教育長	540,000	503,000	575,000
議長	275,000	261,000	290,000
副議長	225,000	211,000	235,000
各委員長	205,000	193,000	215,000
議員	185,000	175,000	195,000

□クリニックさろま運営委員会設置条例の制定について

町立診療所として持続可能な医療を提供し、適切な運営を行うためクリニックさろま運営委員会を設置する条例案が提案されましたが、町立診療所に関する特別委員会に付託され、議会閉会中の継続審査となりました。

□佐呂間町立診療所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定について

町立診療所の設置位置や利用料の規定を変更するため条例の一部改正案が提案されましたが、町立診療所に関する特別委員会に付託され、議会閉会中の継続審査となりました。

□佐呂間町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例制定について

□佐呂間町公共下水道条例の一部を改正する条例制定について

平成26年4月からの消費税率の引き上げ(5%↓8%)に伴い、水道料金及び下水道

料金を消費税引き上げるため条例の一部改正案が提案されましたが、産業文教常任委員会に付託され、議会閉会中の継続審査となりました。

その他

□遠軽地区障害程度区分認定審査会共同設置規約の変更について

国の障害者自立支援法が障害者総合支援法に変わったことに伴い、遠軽町、湧別町と共同設置している認定審査会の共同設置規約内の文言等を変更するものです。

□財産の無償貸付について

本年11月から本放送が始まったT・Vhに対し、既存民放テレビ局4社と同様にテレビ中継局を無償貸付するものです。

・施設の所在地、名称

- ①若里 佐呂間テレビ中継局
- ②啓生 若佐テレビ中継局
- ③知来 佐呂間知来テレビ中継局

・貸付の目的

テレビ放送事業のため

第4回定例会

・ 審議した議案④

意見書

・ 貸付の相手方
札幌市中央区大通東6丁目12番地4
株式会社 テレビ北海道
代表取締役社長 関口尚之
・ 免除する貸付料の年額
3中継局総額
827万7500円

□「要支援者への介護予防給付の従来通りの継続」「特別養護老人ホームへの入居を要介護3以上に限定せず従来通りとする」と「利用者負担増の中止」を求める意見書の提出について

国は、要支援者を介護保険から除外し市町村事業へ移行することや特養入居基準を要介護3以上とする方針を打ち出したが、要支援者には独居や老老世帯で暮らしている方も多くあり、また移行される市町村にはボランティア組織などが備わっておらず、市町村格差が生じる恐れが懸念されます。

さらに、要介護1・2と判定された高齢者の中には、特養以外の生活が著しく困難な方が多数いる現状から、国の方針に反対し従来どおりとすることなどを求める意見書が可決され、関係大臣宛提出されました。

□森林・林業・木材産業施策の積極的な展開に関する意見書の提出について

地球温暖化対策として、二酸化炭素を吸収・固定する森林・木材に対し期待が寄せられているが、地域特性に即した森林の整備・保全を着実に進め、森林・木材産業の振興を図り山村地域を活性化していくためには、森林・林業基本計画等に基づき森林施業の集約化、人材の育成などを積極的に進め、国産材の利用促進により森林・林業の再生を図ることが重要です。

また、東日本大震災の被災地が本格的な復興を早期に図るため、復興に必要な木材を安定的に供給できるように取り組むことなどを要望する意見書が可決され、関係大臣宛提出されました。

□日本型直接支払制度の創設及び経営所得安定対策等の見直しに関する要望意見書の提出について

政府の農政改革で、農業・農村が果たしている多面的機能に対する支払制度が創設されたことは、環境保全や地域の潮流に即したもののだが、地方自治体の財政負担や都府県に比べ北海道の交付単価が低いなどの課題も残されています。

また、経営所得安定対策及び生産調整見直しでも、米直接支払交付金の大幅削減など生産現場に大きな混乱と不安を招き、さらには米の安定供給を危うくし、地域経済や関連産業などにも極めて深刻な打撃を与えることが危惧されます。

これらのことから、支払制度のより一層の充実及び農業・農村地域の担い手である家族農業経営が将来にわたって安心して続けられるよう、農業生産と環境保全の両全が図られる基本政策確立を求める意見書が可決され、関係大臣宛提出されました。

□平成26年度畜産物価格決定等に関する要望意見書の提出について

北海道の酪農・畜産は、専業経営を主体に展開し、安全・安心な畜産物を供給するとともに、国土・環境保全など多面的機能の発揮に重要な役割を果たしているが、配合飼料や燃油価格、電気料金などの生産コストの増大により、経営悪化や生産意欲の低下など危機的な状況に瀕しており、さらにTPP交渉参加に伴い、市場開放の動きに大変な不安と危機感を抱いています。

これらのことから、国民の基礎的食料の安定供給及び地域経済・社会を支える酪農・畜産の持続的な発展と、家族経営を核とする多様な担い手の育成と経営の安定に向け要望する意見書が可決され、関係大臣宛提出されました。

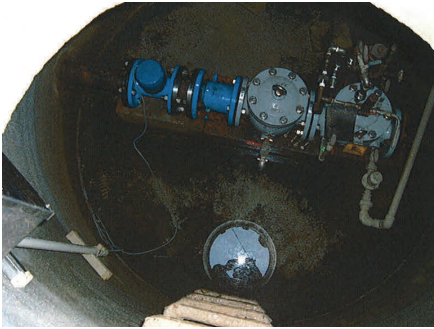


第4回定例会

・審議した議案⑤



補正予算・議案



取替修理が終わった水道流量計

◎簡易水道施設の管理運営に要する経費について
【質】修繕費が不足した理由は、
【答】例年500万円程度の予算で施設修理を行っていましたが、浜佐呂間汐見地区の水道本管流量計の予期せぬ故障により、取替に120万円ほどかかったため必要となったものです。

◎下水道施設の維持管理に要する経費について
【質】下水道処理施設の除じん機故障の要因は。
【答】除じん機は、処理施設に流入してくる固形物などをスクリーナ状の刃で砕くためのもので、スプーン程度のものでは砕けるようになっていて、相当固いものが流入したため刃がかけたものと思われま



破損した除じん機の刃

また、設置から年数も経過しているため刃の劣化もあつたものと推測されます。

◎クリニックさろま運営委員会設置条例について
【質】運営委員会の委員は、公募による委員もいたほうがいいの吧。

◎下水道施設の維持管理に要する経費について
【質】下水道処理施設の除じん機故障の要因は。
【答】除じん機は、処理施設に流入してくる固形物などをスクリーナ状の刃で砕くためのもので、スプーン程度のものでは砕けるようになっていて、相当固いものが流入したため刃がかけたものと思われま

【答】この運営委員会は、町立診療所を住民の側から応援していくため設置するもので、委員の構成は自治会連合会、女性団体、老人クラブ連合会、社会福祉法人、経済団体、PTA連合会などに属する方を各団体から9名推薦していただく形です。

これは、各団体の中からの推薦には公募も含まれているとの考えですので、そのように捉えていただきたいと思います。

【質】運営委員会が行う助言の中には、**住民の要望も含まれるのか。**

【答】**住民の要望を取り入れた診療所**にしていくことは重要ですが、運営の基本は、診療所を永続的に維持し充実させていくことだと考えます。

このためには、過度の要望などで医師を含めた医療スタッフが疲弊しないようにすることが大切です。この運営委員会は要望する団体となるのではなく、**町民から出てくる要望事項が、この診療所を維持・発展させるために必要かどうかを協議しながら、助言などを行っていくこと**になります。

◎水道・下水道料金の改定について

【質】4月からの消費増税に伴い水道及び下水道料金を改定する条例改正案が提案されているが、この際、高齢者世帯や独居世帯など基本料金の水量まで使用しない世帯に対し負担軽減のため、**実使用量による料金にできないか。**

【答】基本水量まで使用していない世帯もあると思うが、現在の基本料金の水量は、簡水事業が始まった頃の平均的な家庭の使用量として設定され、この基本料金の安定的な収入により簡水事業が維持され運営してきたところですが、水道管が設置から40〜50年経過し老朽化しているため、平成18年度から更新事業を行ってきており、今後も若佐地区を実施する予定となっています。

これらの事業を行うためにも、簡水事業を維持していく上でも基本料金は必要であり、天候などで変動する実使用料金では、安定した簡水事業運営が困難になると考えます。